

画像機器新基準発効に伴う届出及びロゴ使用の基本方針

本資料は、新基準の発効日及びその前後期間における届出とロゴ使用に関する基本指針を提供することを目的としています。（なお、以下の新基準発効日は、現時点において予定日であることに留意すること。）

新基準発効日（2014年1月1日予定）を境として4つの状況が想定され、以下に各状況に対する指針を示しております。参加事業者は、自社の各モデルに該当する状況を検討し、指針に準じた対応をお願い致します。

状況（図1参照）		届出とロゴ使用
1	2014年1月1日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル（発売開始は2014年1月1日以降であるが、製造がそれより前に開始され継続されるモデルを含む）	表1参照
2	2013年12月31日までに製造は終了するが、出荷・販売が2013年12月31日以降も継続されるモデル	表2参照
3	2014年1月1日以降に製造が開始されるモデル	新基準適合の届出が必要
4	2013年12月31日までに製造・出荷・販売が終了するモデル	新基準適合の届出は不可

表1及び表2では、状況1と状況2における指針の詳細が説明されています。

※ 「旧」＝2013年12月31日までの旧（現行）基準 「新」＝2014年1月1日発効の新基準
「○」＝基準に適合する／適合モデル 「×」＝基準に適合しない／非適合モデル

表1：状況1における届出とロゴ使用

	旧	新	届出	新基準発効日以降のロゴの使用
①	○	○	新届出書にて届出し、適合を継続	届出により使用可
②	×	○	新届出書にて届出	届出により使用可
③	○	×	旧届出書による届出のみ （旧届出書は12月31日まで受付け）	新基準発効日以降に製造する製品およびカタログについては、ロゴの使用は不可。 カタログ等については、原則新基準発効日までに刷り直しや旧基準のみの適合である旨の紙を差し込むなどの対応をすること。
④	×	×	不可	不可

表2：状況2における届出とロゴ使用

	旧	新	届出	新基準発効日以降のロゴの使用
①	○	○	旧届出書による届出のみ （旧届出書は12月31日まで受付け） 新基準による届出は不可	継続使用可（旧基準に対してのみ適合していることを示す。）
②	×	○	新基準による届出は不可	不可
③	○	×	旧届出書による届出のみ （旧届出書は12月31日まで受付け）	継続使用可（旧基準に対してのみ適合していることを示す。）
④	×	×	不可	不可

いずれの場合についても、消費者に誤解を与えないよう流通サイドに情報の周知を行うこと。

図1 新基準発効日を境とした4つの状況

(注：2014年1月1日は新基準施行予定日)

